吸収分割公告

大阪府吹田市江坂町二丁目四番一号
（甲）　株式会社江坂ビル
代表取締役　三沖米田浩朗

大阪府堺市西区草部四九一番地一
（乙）　株式会社イクロス
代表取締役　沖米田浩朗

令和八年五月二十九日付けで、乙は甲に対し、乙が有する権利義務及び乙の子会社の株式（たな）を承継させることに関する乙の権利義務を承継させることにした。

甲は、乙及び乙の子会社の事業に関して有する資産、負債及びこれらに付随する一切の権利義務を乙に承継させることにした。

乙は、甲の株主に対し、乙の株式に代えて、甲の株式を交付する。

甲は、令和八年五月二十九日付けで、乙から、乙の事業のうち、甲が乙から承継する事業に関して有する資産、負債及びこれらに付随する一切の権利義務を賃借する。

甲は、乙に対し、賃貸借期間を令和八年五月二十九日から令和八年六月三十日までとし、賃料を月額金一円とする賃貸借契約を締結する。

甲は、乙に対し、乙が甲に対して有する敷金返還請求権を担保するため、敷金として金一円を預託する。

甲は、乙に対し、乙が甲に対して有する原状回復請求権を担保するため、原状回復保証金として金一円を預託する。

甲は、乙に対し、乙が甲に対して有する賃貸借契約に基づく一切の債権を担保するため、連帯